

様式第2号（政務活動実施報告書）

27 年 4 月 9 日

井原市議会議長

宮地 俊則 様

井原市議会議員 坊野 公治

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 27 年 3 月 25 日～26 日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議員研究会 役所を動かす質問の仕方 二元代表下の議会と首長
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	自治体経営コンサルタント 川本 達志
5. 活 動 内 容	一般質問とは ・議員活動の中でも最重要の活動である ・支援者に対するパフォーマンスの面も強い ・昨今は生放送なども行われるため、より綿密な準備が必要 執行部側からすれば、一般質問のみによって政策を実現することは少ない。執行部側に問題意識のない物は、質問があったからと言って真剣に検討の対象にしない。 (続き別紙)

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内 に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

どうすれば真剣に検討対象にさせることができるのか		
政策提案型（役所内マネジメントサイクルに乗せるために）		
質問の基本的な構造は		
現状認識・・・・・・・・・・共感（執行部を動かす）		
課題認識		
仮説	理解	
検証		
提案		
期待される成果	行動	質問を通じて執行部と一緒に政策・施策を作 っていくイメージ
現状認識（数字をつける）		
・ 自分で確認する（ヒアリング、取材の生データは効果的）		
・ 数字をつける（出处を明確に）		
課題認識（共感）		
・ まちづくりの理念（政治家としての理念）		
・ 支援者（多くの意見がある）		
・ タイミング（共感を得やすい時期。国の政策の方向性にあっているか）		
・ テーマはつづける（テーマを続けるのと、同じ質問を繰り返すことは別）		
仮説		
・ 他団体の事例は使用しない		
・ 簡単な言葉で、論理的に、創造的に魅力的に、実現可能性を模索する		

検証

- ・ 当事者や住民の意見を聞く
- ・ 他団体の成功事例を参照する
- ・ 専門家の意見を聞く

提案

- ・ 仮説をわが自治体でも効果があること（検証）を前提に、わが自治体の事例に合わせて具体的な政策に落とし込むのが提案
- ・ 財源を示す

以上のことを検討し、ただ要望、提案するのではなく、執行部に共感してもらい、実行可能な一般質問を行うようにしていきたい。

二元代表制下の議会と首長

現在、地方議会に求められているのは、定数削減でも報酬削減でも政務活動費の削減でもない。住民代表機関としての見える働きである。

なぜ市長与党というものが存在するのか。市長を守るためか。議員内閣制でないのになぜ。見返りの利益があるからか。

二元代表制とは

- ・ 機関として代表機能を持つ。
- ・ 個人としての動きは、議会という代表機関に対してどのように貢献したかで測られる。
- ・

これからの地方議会に求められるもの＝住民自治の具体化

議論

- ・ 多様なメンバー、多様な意見
- ・ 議論のプロセスが見える
- ・ 修正案もある
- ・ 最後は多数決（議員が自立した判断）

政策提案

- ・ 専門家の活用
- ・ 十分な調査、検討

議会改革（議会報告会）に求められるもの

- ・ 情報の共有
- ・ 住民参加の促進
- ・ 説明責任を果たす場
- ・ 重要な議決を行う場合の意見徴収の場

人口減少時代に求められる議会のあり方

- ・ もう一つの政策立案センターになる＝本当の二元代表制の中での議会の機能を果たす
- ・ もう一つのパワーセンターになる＝議員個々に執行部と関係するのではなく、議会という機関としての首長の権力とバランスをとる

議員が持つべき力

- ・ 評価する力（決算などの評価）
- ・ 財政を見通す力（将来の財政力を見通す）
- ・ 市民の声から政策課題を引き出す力（国の政策を読み込む）
- ・ 制度を知り、制度の限界を知る力（制度を変えるのが議員の仕事）
- ・ 人の力を借りる力（議員の仕事は多数をとること）

以上のことを検討し、今後の議員活動、議会活動について生かしていきたいと考える。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成27年 4月 5日
6

井原市議会議員

宮地俊則様

井原市議会議員

上野 安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成27年3月25日(水)～3月26日(木)〈2日間〉
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都中央区八丁堀 アットビジネスセンター東横駅八重洲通り
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議員研究会主催セミナー 「役所を動かす質問の仕方」 「二元代表制下の議会と首長」
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	川本 達志 氏 (自治体経営コンサルタント)
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

役所を動かす質問の仕方

① 質問の3つのタイプ

○ 自己主張型

- ・ 政治的課題について自らの立場と意見を表明することを目指す。

○ 課題、責任追及型

- ・ 現状認識の正確さは不可欠
- ・ その上で、執行部の課題設定や仮説の矛盾を突く
⇒ 政策の前提事実や仮説が否定されれば政策は進めにくい、政治的な課題になる。

○ 政策提案型

- ・ 現状認識 → 課題認識 → 仮説 → 検証 → 提案

① 現状認識

- ・ 正確さが不可欠（正確さを担保するのは数字）
- ・ 自分で確認する（ヒアリング、取材の生データ）
- ・ 調べれば分かる数字を議場では問わない。

② 課題認識

- ・ テーマを続ける。（同じ質問をすることとは別）
- ・ 過去の議会答弁を調べておく。
- ・ 執行部は、事情の変更がない限り、過去の答弁に縛られる。

③ 仮説 (どうしたら解決するのでしょうか?)

- ・ 簡単な言葉で
- ・ 論理的に
- ・ 創造的に 魅力的に
- ・ 実現可能性を
- ・ 質問はプレゼンテーション
- ・ 共感を呼ばなければ

④ 検証

- ・ 当事者や住民の意見を聞く。
- ・ 他団体の成功事例を参照する。
- ・ 専門家の意見を聞く。

⑤ 提案

- ・ 仮説がわかれば自治体でも効果があること(検証)を前提に、わかれば自治体の事情に合わせて、具体的な政策に落とし込むのが提案。
- ・ その際に、財源を示すこと。

役所内のマネジメントサイクルに乗ると政策は実現しやすい。

一般質問は、あくまで議員個人(または会派)の考えに基づくものである。一般質問のみによつて政策を実現するということは稀である。議員個人の考えをいかに議会全体にまで広げていくかが、今後の課題となる。

二元代表制下の議会と首長

② 二元代表制

- ・ 議会は 機関として 代表権能を持つ
- ・ 首長は 1人

③ くちからの地方議会に求められるもの

- ・ 住民自治の具現化

そのためには

- ・ 機関としての議会の活動を住民に理解してもらう必要 (住民代表機関として見える働き)

|| 「議会改革」

- ・ 機関として責任ある意思決定をするために
 - ・ 多様なメンバー、多様な意見
 - ・ 議論のプロセスが見える
 - ・ 最後は多数決
 - ・ 専門家の活用
 - ・ 十分な調査・検討
- 議論
- 政策提案

議会基本条例を運用していく中で 議会改革の方向性は、議会の「意思決定能力」(調査・分析・討議・説明力)に向かう方向でなくてはならない。

以上。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成27年 4 月 9 日

井原市議会議長
宮地 俊則 様

井原市議会議員
簀戸 利昭

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 27 年 3 月 25 日～3 月 26 日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	アットビジネスセンター東京駅
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	二元代表制を機能させるための議員力アップ講座
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	川本 達志（元・廿日市市長）
5. 活 動 内 容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

役所を動かす質問の仕方

自治体経営コンサルタント

川本 達志

※ 役所内のマネジメントサイクルに乗ると政策は実現しやすい。

政策のマネジメント

首長

p l a n⇒d o⇒c h e c k⇒a c t i o n

議会もする必要がある。

※ 一般質問とは

☆定例会中本会議において、議員が一人の議員として、執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し実行を要請するもの。

☆議会活動の重要なもので、議員活動の中でも最重要の活動であると考えられている。

☆支援者に対するパフォーマンスの面も強い。

☆昨今は、インターネットで（録画）放映されることが通常になっているため、より綿密な準備の下に、最良のパフォーマンスが求められる。

※一般質問と政策実現の関係

☆経験則上、一般質問のみによって政策を実現するということは少ない。

そのように見える場合でも、他の要因がある。

○既に政策にすることが決まっているものを質問されたとき

○国の政策として自治体で執行することをもとめられているもの

☆議員個人は政策を提案する。一方、執行部は、責任を持って政策を執行しなければならない。執行するのに様々な事前調査が必要。自らの問題意識にないものは、質問があつたからといって真剣に検討の対象にしない、と考えた方が良い。⇒議会が市民に責任を持つとは？

真剣に検証対象にさせるためには？

質問の3つのタイプ

☆自己主張型（ニュートラル、反対派）

政治的課題についての自らの立場と意見を表明することを目的とする。

議事録又は議員広報に乗せることが重要。

☆課題・責任追及型（反対派）

政治課題について責任を追及し、政治的イニシアチブを握ることを目的とす

る。

☆ 政策提案型（支援派）

住民にニーズのある課題について、解決のための施策・事業を提案し、執行部に予算化・条例化させることを目的とする。

※ 政策提案型（役所内マネジメントサイクル乗せるために）

質問の基本的な構造 = 政策立案プロセス

☆現状認識

☆課題認識

☆仮説

☆検証

☆提案

☆期待される成果

質問を通じて執行部と一緒に政策・施策を作っていくイメージ

※現状認識（数字を付けろ）

☆現状認識の正確さは不可欠

☆自分で確認すること（ヒアリング、取材の生データは効果的）

☆正確さを担保するためには数字を付ける（出处を明確に）こと

☆調べれば分かる数字を議場で問うのは無駄

予め調査して出处を指摘すればよい、いつも思うこと・・・なぜ、担当者に聞かないのか

※課題認識・・・共感

☆まちづくりの理念・・・政治家としての信念。終始一貫した理念の下での質問あることにより、執行部の聞く姿勢は違ってくる。その裏には、すべての要望に応えるわけにはいかないが、住民代表である議員の中心的なテーマであれば、実現したいという思いはある。

☆支援者・・・課題と考えているのは私一人ではない、ということが、共感を得やすい。

☆タイミング・・・共感を得やすい時期。国の政策の方向性にあっているか。

※仮説（こうしたら解決するのでは？）

☆簡単な言葉で（市民に説明することを前提に、自分が理解できる言葉で質問

する) ⇒ これからは、議会報告会を前提に

☆論理的に（分りやすく必要性を）

☆創造的に魅了的に（興味を引くように）

☆実現可能性を（できそうと感ずるように）

☆質問はプレゼンテーション

＊人の心を動かし、共感を呼ばなければ人は動かない

＊パネルも数字だけを羅列したもの示すのは効果が薄い。写真などの方が興味を引く

※検証

☆当事者や住民の意見を聞く。

☆他団体の成功事例を参照する

☆専門家の意見を聞く。

※提案（財源を示せ）

☆仮説が我が自治体でも効果があること（検証）を前提に、我が自治体の事情に合わせて、具体的な政策に落とし込むのが提案

＊その際に、財源を示すこと。

例 財政調整基金の取り崩し

☆「課題・責任追及型質問」では現状認識の正確さは不可欠

☆そのうえで、執行部の課題設定や仮説の矛盾を突く ⇒ 政策の前提事実や仮説が否定されれば政策は進めにくいし、政治的な課題になる。

議会が機関としての政策的意思を持つ

議会は・・・

＊議員提案も、委員会提案もできる。

＊予算修正もできる

＊調査もできる

＊専門家の意見も聴取できる

＊しかし、これらは議会の機関としての権能であるので、議会として意思がまとまれば、執行部は無視できない。

＊それは、「議会としても政策執行の結果には責任を持つということ。

*議会が政策をリードできる。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの、異なる特性を生かして、市民の意見、意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力しあいながら、市政として最良の意思決定をしていく必要があると思う。

二元代表制下の議会と首長

河本 達志

自治体の仕組

議会 任期四年

「権限」・・・次の事項を議決

- ①条例制定改廃 ②予算議決 ③決算認定 ④重要な契約の締結
- ⑤重要な財産の取得処分 ⑥負担附寄附 ⑦権利放棄 ⑧重要な公の施設長期独占使用 ⑨普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て訴えの提起等 ⑩法律上その義務に属する損害賠償 ⑪区域内の公共的団体等の活動の総合調整 ⑫その他法令等により議会の権限に属する事項等

市町村長 任期 四年

「権限」…市町村を統括代表し、市町村の事務を管理執行（担当事務はおおむね次のとおり）

- ①議案提出 ②予算調整・執行 ③地方税 賦課徴収 ④決算議会認定付議
- ⑤会計監督 ⑥財産取得・管理・処分 ⑦公の施設の設置・管理・廃止等

これからの地方議会に求められるもの = 住民自治の具現化

☆議論

- ・多様なメンバー、多様な意見
- ・議論のプロセスが見える
- ・修正案もあつて
- ・最後は多数決（議員が自立した判断）

☆政策提案

- ・専門家の活用
- ・十分な調査・検討

☆議会改革（議会報告会）求められるもの

- ・情報の共有

- ・住民参加の促進
- ・説明責任を果たす場
- ・重要な議決を行う場合の意見聴取の場

- ・「議決」から「議論」へ
- ・機関として責任ある意思決定をするために

＊議会評価アンケートの勧め

☆人口減少時代に求められる議会の在り方

＊自治体競争時代 ⇒ 政策立案・具体化競争へ議会も参戦を

・もう一つの政策立案センターになる ⇒ 本当の二元代表制の中での議会機能を果たす。

・もう一つのパワーセンターになる ⇒ 議員個々に執行部と関係するのではなく議会という機関として首長の権力とバランスを取る。

☆議員定数・議員報酬

・改革の方向性は「意思決定能力」が向上する方向で

・「意思決定能力」（調査・分析・討議・説明の力）が向上する方向であれば削減にこだわる必要はない。これらが向上しないのであれば、削減も単なるコストダウンでしかない。

☆議会がビジョンを持つ時代 ＝ 議会が総合計画の対案を作る

今すぐには、井原市議会は難しいかもしれませんが、少しずつ前進していければと感じました。

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

2 7 年 4 月 9 日

井原市議会議長
宮地俊則 様

井原市議会議員
西田久志

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 2 7 年 3 月 2 5 日（水）から 2 6（木）の 2 日間
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都中央区八丁堀 1－9－8 アットビジネスセンター
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	役所を動かす質問の仕方 二元代表制下の議会と首長
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	自治体経営コンサルタント 川本達志
5. 活 動 内 容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内 に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

役所を動かす質問の仕方

自治体経営コンサルタントの川本氏は、市、及び県の執行部を歴任されている。だから、行政の立場からの観点から議員を見られており、講義内容は、的を得た内容で非常に参考になった。

私たち議員より首長を始め市の執行部は、経験年数の違い、中でも現場の様子を実体験しており、議員としてかなり勉強をしないと、理解をしてもらえないと感じた。ゆえに、現在井原市議会も井原放送で放映しており、議員としてより綿密な準備の下、最良のパフォーマンスを考えなければならないと思う。

中でも、現状認識、（自分で確認する）などの事は、あたり前で、調べれば分かる数字を議場で問うなどはもってのほか、なぜ、事前に担当者には聞かないのか。議員が知る課題は、おおむね執行部も認識しているなどは、参考になった。

二元代表制下の議会と首長

執行部から見た議会、議員は

議案を理解しているだろうか。

機関として機能するだろうか。

議員の個々の地域要望には配慮しよう。

質問の答弁はとにかく慎重にする。

事案を推進するための低いハードル。

など、考え方を知り参考になった。

その中から、議員の持つべき力として

評価する力。

財政を見通す力。

市民の声から政策課題を引き出す力。

制度を知り制度の限界を知る力。

人の力を借りる力。

は参考になった。

議員として、これからの一般質問の在り方、方法を考える上で自己の能力の向上もさることながら、執行部との間隔、あり方、そして、方向性が今後の議員活動に大いに参考になった。